



# ひ ゆ ー ま ん ら い つ

第75号 平成19(2007)年 2月

## 児童虐待をなくすために

近年、児童虐待の急増は大きな社会問題になっています。

公的機関が虐待を知りながら子どもが亡くなる事件が起きています。厚生労働省によると、2005年度に全国の児童相談所が立ち入り調査を決めた207件のうち、親の拒否などで約1割が調査を一時断念しています。現行の児童虐待防止法では、必要に応じて警察に援助を求め一緒に調査に行くことはできますが、ドアを開けてもらえなければかぎを壊してまで入ることはできません。子どもの支援・自立のためには地域や近隣住民の助け合いや関わりが大切です。

### 児童虐待とは

18歳未満の子どもに不当な扱いを加えることで、それによって子どもの心や身体が傷つけられ、健やかな成長や発達が損なわれ、子どもの人権が侵害される行為。

- ① 子どもの健康と安全が脅かされていること
- ② 子どもが危険にさらされていること
- ③ 子どもに不可欠なものが与えられていないこと

この①～③のうち1つでも該当することがあれば「児童虐待」と判断します。

虐待には大きく分けて4つのタイプがあります。

- ・身体的虐待
- ・心理的虐待
- ・性的虐待
- ・ネグレクト（保護の怠慢・拒否）



児童虐待についての

Q & A



Q1

「児童虐待」と「しつけ」はどう違うの？

A1

「しつけ」は、子どもが自分をコントロールして自立していくための支援です。「児童虐待」は子供の心や体を傷つけ、すこやかな成長・発達を損なうような行為です。親の愛情から行なわれた「しつけ」であっても結果的に子どもの心や体に著しく有害な影響を与えているのであれば「児童虐待」といえます。

Q2

「児童虐待」を防止するにはどうしたらいいの？

A2

親のあり方や親の役割を学び、子どものよいところを見つけて褒めることで自尊心の高い子どもに育ちます。また、子どもが安心して話せるために、大人がコミュニケーション能力を高め、よい聴き手・話し手になることも大切です。

## Q3

## 「児童虐待」を発見したら？

## A3

虐待を発見した人は誰でも速やかに米子児童相談所（Tel33-1471）、米子市児童家庭課 家庭児童相談室（Tel23-5176、23-5138）に連絡してください。また、虐待されているのではないかと疑った場合も連絡してください。

## Q4

## よその家のことに口出ししていいの？

## A4

親がどんなにがんばっていても、愛情があっても、児童虐待は起こる場合があります。大人も自分の苦しさに気づいていません。子ども自身も虐待と気づかず、自分から「助けて」と言わない場合がほとんどです。まわりの大人が、子どもの心の叫びに気づき、子どもの声を支援機関（米子児童相談所、米子市児童家庭課児童相談室）につないでください。

子どもの権利はみんなで守るものだとし心に刻み、地域で子どもを育てる力を高めていくことが大切です。まずは、声をかけることが効果的です。

子どもへの虐待の現場を見ていなくても子どもの様子がおかしいと感じる場合も、地域の民生委員、自治会長などと相談することを含め、支援機関へ連絡してください。

## Q5

## 通報したらトラブルに巻き込まれるのでは？

## A5

通報者の名前や内容などの情報についての秘密は守られます。法令で許された行為ですから名誉毀損にも問われませんし、損害賠償責任を負うこともありません。

虐待かどうかの確認は専門機関が行ないます。仮に結果として虐待でなかったとしても刑事上、民事上の責任は一切問われることはありませんのでご心配なく協力してください。

## 米子市男女共同参画センター

## 第3回 かぶりあ祭

一人ひとりのステキな出会いが大きなパワーへ

開催日 3/10(土)・3/11(日)

3/10

9:30～13:00 【米子市文化ホール】  
13:50～17:00 【かぶりあ】

3/11

9:30～16:00 【かぶりあ】

米子サティ4階にある男女共同参画センター“かぶりあ”をご存知ですか？女性も男性も性別にとらわれず、みんながいきいきと暮らせる社会＝「男女共同参画社会」を実現するための活動拠点として、広く市民の方々に利用されています。

【問合せ先】かぶりあ Tel31-1591

館長の  
人権コラム

## 古くて新しい人権問題

人は誰もが幸せな人生を送りたいと願っています。ところが日常生活では他人の幸せをうらやんだり、他人の良い行いを憎らしく思う場面が見られたりします。

聖徳太子が制定したといわれている十七条憲法（604年）には「…郡臣百寮 嫉み 妬むこと有る無かれ…」とうたわれています。これは「多くの臣下・役人たちよ、他人を嫉み妬むことのないように」という意味です。約1400年前にはすでに、「人」はこうあるべきだといわれていました。



米子市人権情報センター（人権政策課内）

URL : <http://www.yonago-city.jp/jinken/index.htm>

米子市東町161-2 Tel0859-37-3183 Fax0859-37-3184